

議員提出第5号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年6月14日

大田区議会議長 岸 田 哲 治 様

提 出 者

大 竹 辰 治	清 水 菊 美	藤 原 幸 雄
菅 谷 郁 恵	黒 沼 良 光	金 子 悦 子
福 井 亮 二	荒 尾 大 介	奈 須 利 江

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 条を加える。

（平成 30 年度以降における第 2 子以下の子に係る保険料の均等割額の免除の特例）

第 8 条 当分の間、平成 30 年度以降における年度の初日の前日において、被保険者（世帯主と同一の世帯に属する当該世帯主の子（18 歳未満である者に限り、納税義務者を除く。以下同じ。）であつて、当該被保険者よりも年長の子が 1 人以上いる場合における当該被保険者に限る。）に係る第 14 条の 4 及び第 15 条の 10 の被保険者均等割額は、第 15 条の 4（第 2 号に係る部分に限る。）、第 15 条の 12（第 2 号に係る部分に限る。）及び第 19 条の 2 の規定にかかわらず、それぞれ 0 円とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田区国民健康保険条例付則第 8 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第 2 子以下の子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、多子世帯の経済的負担を軽減する必要があるため、この案を提出する。